平成２５年（フ）第１８５４号
福岡県糸島市蔵持475番地６
債務者　二又　慎伍
１　決定年月日時　平成25年12月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８６２号
福岡市南区弥永団地56番505号
債務者　佐々木真理（旧姓矢野）
１　決定年月日時　平成25年12月３日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４９号
佐賀県武雄市北方町大字大崎1835番地７　市営西杵住宅525号
債務者　石丸　秀雄
１　決定年月日時　平成25年12月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１５０号
佐賀県伊万里市立花町1604番地54
債務者　大久保耕子
１　決定年月日時　平成25年12月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１５２号
佐賀県鹿島市大字中村822番地１　アルカンシェル・メゾンⅡ101号
債務者　北村　宏美（旧姓長井）
１　決定年月日時　平成25年12月２日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第４４４号
大分市大字志村434番地の１
債務者　**呑**取　良文
１　決定年月日時　平成25年12月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４３号
熊本県山鹿市菊鹿町木野2854番地１、前住所熊本県菊池市隈府276番地
債務者　野口　**雅**功
１　決定年月日時　平成25年12月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月24日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部

平成２５年（フ）第７２号
島根県出雲市稲岡町262番地６　ヴィラ稲岡Ｂ―101
債務者　小田　真広
１　決定年月日時　平成25年12月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月28日午後４時
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第９２９号
東京都八王子市上柚木３丁目14番地２―803
債務者　井上　初美
１　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１０３１号
東京都西東京市北町６丁目６番20号グローリィＡＯＫＩ　Ａ101号
債務者　高橋　泰弘
１　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２１５８号
横浜市鶴見区矢向３丁目７番29号
債務者　横山　正人
１　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５９５号
静岡県榛原郡吉田町片岡3863番地の５、旧住所静岡県焼津市飯淵593番地
債務者　大畑　積次
１　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月31日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５９６号
静岡県榛原郡吉田町片岡3863番地の５、旧住所静岡県焼津市飯淵174番地の１
債務者　大畑巳保子
１　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月31日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３５５号
北海道上川郡東神楽町ひじり野北１条６丁目５番３―203号
債務者　貝津二美代
１　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
５　免責審尋期日　平成26年２月12日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０１７号
東京都町田市山崎町2200番地山崎団地２―１―507
債務者　淵本　尚美
１　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月31日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２１９４号
神奈川県綾瀬市寺尾本町２丁目１番102号
債務者　黒澤　正一
１　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
５　免責審尋期日　平成26年２月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２０１号
神奈川県綾瀬市寺尾本町２丁目１番102号
債務者　黒澤　健一
１　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
５　免責審尋期日　平成26年２月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部